

特定の者対象【第3号】研修と不特定多数の者対象【第1号、2号】研修における実地研修の相違点について

※申し込みに際して必ず事前に「実地研修」の相違点を確認してください。

	特定の者対象【第3号】研修	不特定多数の者対象【第1号、2号】研修
研修対象者	主に在宅等で特定の個人に対して、たんの吸引等を実施する介護職員等	主に特別養護老人ホーム等の施設で、不特定かつ多数の利用者に対してたんの吸引等を実施する介護職員等
実地研修の行為	<p>利用者に必要とされる特定行為のみを実施する。</p> <p>①口腔内の喀痰吸引（通常手順、人工呼吸器装着者） ②鼻腔内の喀痰吸引（通常手順、人工呼吸器装着者） ③気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順、人工呼吸器装着者） ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下、半固形） ⑤経鼻経管栄養</p>	<p>施設の方針、利用者の状況等を勘案のうえ、必要とされる特定行為を実施する。</p> <p>①口腔内の喀痰吸引（通常手順のみ） ②鼻腔内の喀痰吸引（通常手順のみ） ③気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順のみ） ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下、半固形） ⑤経鼻経管栄養</p> <p>上記5行為すべてを修了すると「第1号研修修了者」、1行為以上4行為以下を修了すると「第2号研修修了者」となる。</p> <p>「人工呼吸器装着者」に対する喀痰吸引の実地研修を希望する場合は、利用者個別に「特定の者（第3号）研修」を受講・修了する必要がある。</p>
実施回数及び評価	指導看護師の指導・評価において、すべての項目で2回連続「手順どおりに実施できる」と評価されるまで実施する。	<p>①口腔内の喀痰吸引 10回以上 ②鼻腔内の喀痰吸引 20回以上 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 20回以上 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 20回以上 ⑤経鼻経管栄養 20回以上</p> <p>指導看護師の指導・評価に基づき上記の実施回数以上を実施した上で、評価票のすべての項目について「一人で実施できる。評価項目について手順通りに実施できる。」と評価され、下記のいずれの条件も満たす場合において修了となる。</p> <p>(a) 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。 (b) 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。</p>
指導看護師	<p>指導看護師は、医師、保健師、助産師又は正看護師（准看護師による評価は不可）の資格とともに、以下のいずれかの研修を受講・修了していることが必要となる。</p> <p>①「特定の者対象のたんの吸引研修（第3号研修）」における「指導看護師（DVDの視聴及びアンケート提出による）」修了者。（東京都及び他県の登録研修機関を含む） ②公益財団法人日本訪問看護財団が主催する「在宅での喀痰吸引・経管栄養管理 第3号研修における実地指導者の養成セミナー」の修了者</p> <p>「不特定多数の者対象（第1号、第2号）研修」の指導看護師は、「特定の者対象（第3号）研修」の指導者とは認められないため、上記①又は②の研修を改めて受講・修了する必要がある。</p>	<p>指導看護師は、医師、保健師、助産師又は正看護師（准看護師は不可）の資格とともに、臨床等での実務経験を3年以上有し、以下のいずれかの研修を受講・修了していることが必要となる。</p> <p>①平成23年度及び24年度に厚生労働省が実施した「指導者講習」（国研修）を修了した者 ②平成23年度から29年度にかけて東京都（財団主催）が実施した指導者講習の「伝達研修（指導看護師研修）」を修了した者（他県主催の指導看護師研修（第1号、第2号）を含む。） ③平成30年度に東京都（財団主催）が開催する「指導看護師研修」（伝達研修・2日間）を受講し、修了する者 ④「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「医療的ケア教員講習会」を修了した者</p> <p>「特定の者対象（第3号）研修」の指導看護師は、「不特定多数の者対象（第1号、2号）研修」の指導者とは認められないため、上記③又は④の研修を改めて受講・修了する必要がある。</p>
その他	連携する訪問看護事業所等から派遣された「指導看護師」による実地研修を行った場合、提出された評価票に基づき財団（都）から「評価票作成に対する謝金」が支払われる。（自施設に所属する指導看護師が指導・評価を行った場合は対象外。）	連携した訪問看護事業所、自施設又は同法人内他事業所の如何にかかわらず、指導看護師による実地研修の指導・評価及び「評価票の作成」等に対する謝金の支払はない。